

古賀市人権施策基本指針(案) パブリック・コメント実施結果

令和4年4月22日 人権センター

古賀市人権施策基本指針(案)に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱(平成20年3月告示第20号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1)政策等の題名	古賀市人権施策基本指針(案)
(2)政策等の案の公表日	令和4年2月9日(水)
(3)パブリック・コメント手続の実施期間	令和4年2月9日(水)～令和4年3月10日(木)(30日間)
(4)意見等提出者数	2名
(5)提出意見等件数	25件
(6)提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
1	p. 15 「外国人の人権問題」	2007年の古賀市人権施策基本指針にある「これには、特に朝鮮半島を植民地としたことにより、その後の様々な歴史的経過において、日本での居住を余儀なくされた人やその子孫である在日コリアン（在日韓国・朝鮮人で韓国籍、朝鮮籍、日本籍等の人）などに対するものと、最近の国際化の影響から労働や結婚などの理由により日本国内で生活することとなった人などに対するものがあり、それぞれ実態も課題も異なります。 在日外国人の人権問題は、多数者である日本人側の問題であり、その日本人が意識して少数者（マイノリティ）のことを考えるという視点が重要です。在日外国人の人権問題は、取りも直さず日本人自身の有り様が問われる問題であり、どのように共生社会を築いていくかということが重要となります。」内容及びその趣旨を引き継ぐ文書表現にすること。	15ページ・16ページ「外国人の人権問題」の一部を次のとおり修正します。 「外国人の人権問題には、朝鮮半島を植民地としたことにより、その後のさまざまな歴史的経過において、日本での居住を余儀なくされた人や、その子孫である在日コリアン（在日韓国・朝鮮人で韓国籍、朝鮮籍、日本籍の人）などに対するものと、国際化の影響から労働や結婚などの理由により日本国内で生活することとなった人などに対するものがあり、それぞれ実態も課題も異なります。」	歴史的背景からくる人権問題である在日コリアン（韓国・朝鮮人）について追記します。
2	p. 15 「外国人の人権問題」	2019年12月末現在の古賀市の韓国籍住民が104人であることなど、韓国籍及び朝鮮籍の市民の人数を調査して掲載すること。	15ページ・16ページ「外国人の人権問題」の一部を次のとおり修正します。 2021（令和3）年9月末現在の古賀市の韓国籍住民は89人、朝鮮籍住民は5人であり、10年前と比べると、2割ほど減少しています。その理由として、本来の国籍で生きることの困難さ故に、日本国籍を取得した人もいるものと考えられます。	歴史的背景からくる人権問題である在日コリアン（韓国・朝鮮人）について追記します。
3	p. 15 「外国人の人権問題」	「学校教育においては、1998年（平成10年）に福岡県が策定した「学校教育における在日外国人に人権に関する指導上の指針」に基づく教育活動に努めます。」を入れると共に資料の中にも入れること。	15ページ・16ページ「外国人の人権問題」の一部を次のとおり修正します。 ○学校教育においては、1998（平成10）年に福岡県が策定した「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」に基づく教育活動に努めます。	1998（平成10）年に福岡県が策定した「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」について必要と判断し追記します。
4	p. 15 「外国人の人権問題」	「在日コリアンなどに対する差別の現状を踏まえ、より一層の人権教育・啓発に取り組みます。」を入れること。	15ページ・16ページ「外国人の人権問題」の一部を次のとおり修正します。 ○在日コリアン（韓国・朝鮮人）をはじめとする、外国人住民に対する差別の現状と「ヘイトスピーチ解消法」の基本理念を踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。	歴史的背景からくる人権問題である在日コリアン（韓国・朝鮮人）について追記します。
5	パブリックコメントの実 施手順	Webサイトに掲載されていたPDFが、紙で出力されたものをスキャニングし、文字情報をあえて画像として取り込んだものをもとにして作成されたもので、視覚にハンディキャップをお持ちの方が読み上げソフトを活用して読みづらいデータ形式となっていました。視覚に関連する「社会に参画するための障害」に苦しんでいる方々に寄り添うために、次の「古賀市人権施策基本指針（案）」においては、読み上げソフトを活用しやすいデータ形式になるようにご高配ください。 加えまして、数年後の本計画のみならず、パブリックコメント制度を所管する課においては、あらゆる部署が実施するパブリックコメントの手順において、こうした事象が発生しないように、市全体での運用について共通的なご配慮をしていただくことを願います。	ご意見として承ります。	ワード形式とエクセル形式のデータを、それぞれを紙で出力した後に一括して印刷機でPDFデータに変換しておりました。ご指摘いただきましたとおり、次回の「古賀市人権施策基本指針」改定にあたりましては、読み上げソフトを活用しやすいデータ形式になるようにするとともに、運用についての共通認識を図ります。ご意見ありがとうございます。
6	p. 7 「共生・共働」	経営戦略課による「古賀市総合計画とその基本構想」においては、市の方向性として「共働」の概念を令和4年度から「協働」に改めるという方向性を基本構想審議会において強く示されました。新しい「古賀市総合計画とその基本構想」との整合性について、ご確認をお願いします。（「共働」を採用する意義はあると思いますし、用語と概念を統一して整合性を取られても構いません。） また、令和4年度の施政方針において、「共創」の概念も持ち込むとの方向性が示されています。令和の時代にふさわしい「新時代の人権施策を、多様な主体による共生・協働を通じた共創」という思いを込めて、この項目を「共生・協働・共創」（あるいは「共生・協働を通じた共創」）という3語に改めてはと思いましたが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。	P.6～7は「人権施策の基本理念」について掲載しております。令和3年度開催の古賀市人権施策審議会においても基本理念に関する審議を行いました。が、「理念とは、ある物事における根本的な考えを意味するもの」として、人権施策基本理念に関する表記は変更しないことといたしました。古賀市総合計画とその基本構想においては「協働」に改めていますが、ご指摘いただいた「共働」表記は原案のとおりとさせていただきます。

7	p. 8 「個別の人権問題」	<p>さまざまな人権問題の解決に向けて、部落差別（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人の方々を念頭にして対象ごとの方向性を示していただいています。全国的な社会的弱者である『就職氷河期世代』の人権問題について古賀市においても注力いただけないでしょうか。高齢者の欄にて「8050問題」が取り上げられていますが、高齢者側たる80サイドの問題だけではなく、ひきこもり等の社会的後遺障害を発生しやすい『就職氷河期世代』に対応した施策を古賀市が全国に先駆けて人権問題としてとりあげることで、より多くの生きづらさを抱えている方に寄り添うことができるようになると思います。ご検討ください。</p>	原案のとおりとします。	ひきこもりや8050問題など、複雑化・多様化した問題を抱える世帯が増加している中、市では就職氷河期世代を含めた世代を問わない包括的な相談支援を行う係を令和3年度に福祉課に設置しております。併せて、地域での課題解決へつなぐCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活動も開始し、日々寄り添った相談支援に努めております。
8	p. 10 「女性の人権問題」	<p>市の附属機関において市民参画を実現するための公募委員の募集・選考において、令和3年度中に行われたある委員会に置いては、「委員の男女比については目標値が女性40%（次計画からは50%）以上とされている」とのことで、選考時に調整がなされました。アフーマティブアクションを採用し、女性活躍推進に力を入れられていることについては高く評価いたしますが、この導入方針については公募時に募集要項で明確に示すべきではないでしょうか。附属機関の委員公募ルール自体を公平・公正なものにより近づけていただくように要望します。応募後に、後出しでこういう運用を、いわばコソコソと行い、男性差別をするかのよう誤解される現象は再発防止をお願いしたいと思います。堂々と募集要項に明記をしてください。</p> <p>あわせて、LGBT(Q)の場合はどのように選考されるものなのか、どのように応募者がその旨の申告を行うものなのか（そもそも、申告を行うべきものなのか）について、ご検討願います。</p> <p>なお、私はそもそも公募委員だけで女性の登用率を確保しようとする現在の運用制度はそぐわず、有識者委員の選考時に、団体選出委員や大学教員委員なども同時に調整して、女性活躍推進を図るべきではないかと考えます。附属機関の委員会の全体構成像をもって女性活躍推進を図るべきではないかという考え方について、市の見解をお示しくください。</p> <p>公募委員は、性差に関わらず登用されるべきで、女性の方がもっと応募されていくような、また、有識者枠で選出されるような、もっと裾野の広い、根気のいる女性活躍推進と男女共同参画社会の実現に向けた努力が必要なのではないでしょうか。</p>	ご意見として承ります。	いただいたご意見については検討してまいります。また、市の附属機関の委員の選考においては、推薦を依頼する団体等へ女性委員の登用を引き続き依頼してまいります。
9	p. 10 「女性の人権問題」 および p. 11 「子どもの人権問題」	<p>仕事と育児の両立支援に取り組んでいる企業に対し、『次世代育成支援対策推進法（次世代法）』に基づき、厚生労働大臣が認定している「くるみん制度」、女性の活躍推進の状況などが優良な企業に与えられる認定制度です。『女性活躍推進法』で定められた一定の基準を満たした企業のうち、より優良とみなされた場合に与えられる「えるぼし認定制度」、若年層の採用活動や育成活動を積極的に展開し、雇用の状況が優良である中小企業を認定する「ユースエール認定制度」などを活用し、「女性の人権問題」および「子どもの人権問題」に企業の側から具体的に取り組んでいる企業を税制優遇措置、入札やプロポーザル時の加点等の優遇措置を行政として取り組み、企業にインセンティブを古賀市行政が提供する構図をもって企業の人権意識を涵養する仕組みづくりの導入の検討をお願いします。</p>	ご意見として承ります。	市内の企業においても、人権意識を涵養する仕組みづくりはとても大事なことだと考えております。引き続き、男女がともに働きやすい職場づくりのための制度について周知を図ってまいります。
10	p. 14 「障がい者の人権問題」	<p>障がい者雇用に関する法定雇用率を達成できていない企業が市内に散見されるのではないかと考えております。法定雇用率を達成するための求人側の困難に対し、市（それも商工政策課等）が積極的に採用支援をしてくださることを期待しています。</p> <p>また、働き過ぎ等により統合失調症などの精神障害を後天的に有することになった方々に、合理的配慮による雇用継続に資するような形で、薬王寺温泉のコワーキングスペースを、市内を中心とした企業に活用していただくことができるのではないかと考えています。東京や大阪の企業だけではなく、古賀市内の企業者にもそうした使い方を市が提案してくださることを期待しています。</p>	ご意見として承ります。	ご意見ありがとうございます。ご意見のとおり、令和3年3月1日より民間企業における障がい者の法定雇用率は2.3%に引き上げられております。市商工政策課では、無料職業紹介所を開設しており、就職相談や企業訪問などを行っております。また、福岡県や市福祉課など関係機関と情報の共有化をはかるなど連携した取組を進めております。今後も障がい者の方をはじめ、多くの市民の雇用拡大に向け取り組んでまいります。また、薬王寺温泉のコワーキングスペースにつきましては、ご意見も参考にさせていただきながら、今後の運営に努めてまいりたいと思います。

11	p. 14 「障がい者の人権問題」	<p>奈良県生駒市の生駒市立図書館では、障がいや高齢、病気などで図書館に来館するのが難しい方への合理的配慮として、図書館の蔵書の「本の宅配サービス」を行っています。実際に行っているのは宅配ボランティアの方だそうですが、ご自宅まで図書館の本を届け、また、返却時も取りに来てくださるとのこと。費用は無料とのこと。古賀市においても導入をご検討されませんか。なお、健康介護課の「お出かけハンドブック」における登録イベント扱いにして運用されると、古賀市の高齢者の方々の引きこもり防止やフレイル予防、なによりも高齢者の方の尊厳の保持を「社会における役割の付与」を通じて提供できると思いますので、ご検討ください。</p> <p>その他、こうした福祉・人権的なニーズに対応するために、生駒市では当面の市直営での図書館運営を選んでいるそうです。古賀市においても、リーバズプラザこがという建物の貸館業務の委託などはご検討されるにしましても、蔵書やレファレンスサービス・アウトリーチ活動をもとにした人権意識高揚を実現するための市の仕組みとして、図書館の直営継続をご検討いただくことを要望として申し上げます。</p>	ご意見として承ります。	<p>ご意見ありがとうございます。公共図書館は、すべての人に図書館サービス・資料を提供するよう努めることが求められています。古賀市立図書館におきましては、大活字本や視聴覚資料の充実、拡大読書器の設置等により、障がいのある方の支援を行っているところです。また、2020年度より、図書館に来館することなく、いつでも、どこでも本を読むことができる「電子図書館サービス」を開始いたしました。</p> <p>併せて、あらゆる市民の方を対象として健康や生きがいを支援するために各種事業の実施や資料の充実を図っているところです。今後の運営につきましても、読書バリアフリーの環境づくり等を心掛けながら、市民の皆様にとって利用しやすく、居心地の良い施設となるよう図書館サービスの充実に努めてまいります。</p>
12	p. 14 「障がい者の人権問題」	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「スポーツ基本法」に対応した、文化・スポーツに関する参画支援の記述があればいいなと思いました。	原案のとおりとします。	ご意見いただきました文化・スポーツに関する参画支援につきましては、14ページ本文中に記載しております「古賀市障がい者基本計画」の中で記述しておりますので、原案のままとさせていただきます。
13	p. 18 「災害に伴う人権問題」	<p>古賀市内で発生した災害や、古賀市を含む災害において、古賀市民が古賀市内の施設等に避難したときにおける人権問題しか対応されていないように受け止めました。これはこれで市民として、市民の人権を守る市の姿勢ということでありがたいのですが、「人権を尊重する自治体として、他の方々の人権も、有事には可能な限りにおいて尊重していく」ということも記載されておいてはいかがでしょうか。</p> <p>尖閣諸島をはじめとした国境離島を中心に、我が国の主権が脅かされたときや、玄海原子力発電所などの原子力災害が発生したときに、日本国民や滞在中の外国籍の方が古賀市に避難を求めてきた場合に受け入れられる環境を準備しておいたり、それを想定した避難所運営の運営をしておいたりということイメージしてのものです。古賀市の人権施策の取り組みを知らない方々と、一時的に共生を図る場合を想定したものが必要ではと考えました。</p> <p>また、遠隔地の被災地に、人権意識に基づいた専門人員や防災士などのボランティアを派遣する仕組みについてもあると良いと考えました。</p>	原案のとおりとします。	<p>ご意見中の原子力災害等による広域避難、滞在中の外国籍の方の避難については市といたしましても受け入れを想定しており、そのような方々も含めた避難者の人権課題への取り組みを記載しているものです。</p> <p>なお、市の人権施策の取り組みを知らない方が避難された場合においても、その取り組みに変わりはないものと考えております。</p> <p>また、被災地への人的支援については国が取り組む自治体間の応急対策職員、応援職員の派遣制度があり要請に基づき、市も派遣を検討いたしますが、ボランティアの派遣について市が取り組む予定はありません。</p>
14	p. 21 「人権教育・啓発の基本的視点」	「市民の理解と共感を得られるよう、様々な媒体を活用した人権教育・啓発の推進」を加速させるため、生涯学習センター等にオンライン配信環境を整備していただき、市や関係団体が企画された講演会等を職場や自宅で受講し、あまねく人権尊重の思いが市全域に満たされるよう、ご高配ください。新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、多くの方が在宅・職場でのオンラインによる学びを導入するとともに、介護施設に入居されている方は外出が制限されているなどの現実があり、「生涯学習センター等の集まりに参加できない方」の権利が制限されているとも言えます。利便性の向上と、誰一人取り残さない環境づくりに向けてご尽力いただけますと幸いです。	ご意見として承ります。	「市民の理解と共感を得られるよう、様々な媒体を活用した人権教育・啓発の推進」を加速させるため、生涯学習センター等にオンライン配信環境を整備していただき、市や関係団体が企画された講演会等を職場や自宅で受講し、あまねく人権尊重の思いが市全域に満たされるよう、ご高配ください。新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、多くの方が在宅・職場でのオンラインによる学びを導入するとともに、介護施設に入居されている方は外出が制限されているなどの現実があり、「生涯学習センター等の集まりに参加できない方」の権利が制限されているとも言えます。利便性の向上と、誰一人取り残さない環境づくりに向けてご尽力いただけますと幸いです。
15	p. 21 「人権教育・啓発の基本的視点」	<p>人権施策と連動させる形で「古賀市まちづくり基本条例」と「古賀市議会基本条例」の理解を加速させるよう、二元代表制による住民自治を採用している「市長とその執行機関」ならびに「古賀市議会」が一体的にとりくんでいただきたく思います。</p> <p>「古賀市まちづくり基本条例」は、その前文において、『古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古賀市が「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるよう』と記載するとともに、第3条においても「相互に人権を尊重し、共に支えあう地域社会の形成に取り組む」とあります。この古賀市人権施策基本指針（案）の根拠条例の一つとも言えると思います。「古賀市議会基本条例」とあわせて、困難に直面した市民を支えるための、誰一人取り残さないための条例については、「市長とその執行機関」ならびに「古賀市議会」が先頭に立って一体的に規範となる条例として啓発に努めていただきたいと思います。「古賀市まちづくり基本条例は巻末年表に記載されていますが、「古賀市議会基本条例も明記していただくとともに、それぞれ、施策本文に記載をお願いしたいです。</p>	原案のとおりとします。	古賀市では1976(昭和51)年に古賀市人権尊重推進委員会を発足しました。行政をはじめ、市内49の関係機関・団体等で構成する市民参画を基軸に据えたこの組織では、毎年内容を工夫しながら人権意識高揚のための市民啓発を継続的に行ってきております。運営は市総体で行い、事務局もすべての課で行っております。人権尊重推進委員会には市議会も含まれておりますことから、啓発については一体的に取り組んでいるものと認識しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、「古賀市まちづくり基本条例」および「古賀市議会基本条例」の掲載については次回の基本指針改定の際に検討してまいります。

16	p. 23 2 人権教育・啓発等の 拠点の整備	市役所の本庁舎の第二庁舎1階にある「人権センター」の執務室を、第2庁舎2階の「まちづくり推進課」の横に移転してはいかがでしょうか。悩みを訪問・相談にいく市民等にとって、いわゆる「たらいまわし」のような現象が起きることを減らすことができるとともに、職員の方々の庁舎内における「クロスオーバーによる共創」の創発機会が大きくなり、施策展開の波及効果の大幅な向上が期待されると思います。ご検討ください。	ご意見として承ります。	古賀市では2007(平成19)年に、人権・同和政策課を改称し、古賀市人権センターを設置しました。その際、市民の方が来所しやすいよう配慮し、設置場所を市役所第一庁舎から現在の場所に移転している背景があります。
17	p. 23 2 人権教育・啓発等の 拠点の整備	古賀市公共施設等総合管理計画と、その第一期アクションプランにおいて、米多比児童館がその建物の機能を廃止し、青柳地区へ移転する構想があると伺っています。古賀東中学校校区内での移転と考えれば、地域内の移転ではありますが、小野小学校校区内での移転に抑える方法はありませんでしょうか。また、米多比地区で実現する方法はありませんでしょうか。人権意識の高い米多比地区の事業者者にPPP/PFI事業者として参加を呼び掛けるサウンディング調査を実施する等の手法を用い、そのプロセス自体で古賀市行政による人権尊重の姿勢を示す機会に位置づけるような形で、可能性を検討していただけますと幸いです。	ご意見として承ります。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。本市の児童館は、子どもたちや乳幼児の保護者が安心・安全に過ごすことができる「行き場所」「居場所」となるよう、各中学校区に設置し運営を行っています。 古賀東中学校区にあります米多比児童館の児童館機能の移転につきましては、建物の老朽化等への対応として、関係者のみなさんにご理解いただけるよう、引き続き取り組んでまいります。
18	p. 23 2 人権教育・啓発等の 拠点の整備	古賀市公共施設等総合管理計画と、その第一期アクションプランにおいて、ここ10年ほどで相当な公共施設の削減をめざす方針が管財課さん主導で行われています。これから生まれてくる子どもたちに過度な負担を強いることがないようにという人権尊重の機運の元で行われていることはいうまでもないのですが、これまで郷土を形作られた諸先輩が、暮らし慣れた環境で人生の最後の最後まで誇りと生きがいを持って地域で生きていく環境を提供できなくなる可能性があることには心を痛めております。 そこで、昭和・平成の取り組みには敬意を表しつつ、また、令和の時代においても「新しい生活様式」に対応した、新たな市民ニーズ（事業者のニーズを含む）に対応した施設とその機能は確保・創出することを前提に、同和対策等で設置された施設の一部の「建物としての廃止」も勇気をもって検討するべきではないでしょうか。例えば、スマート農業の進展や、みどりの食料戦略システムに対応する流れにいて、法人化や規模拡大が進み、「農家の共同利用のための農機具倉庫」を令和の時代においても行政が直接に公共施設として保有する意味があるのか等について、人権施策の観点から慎重かつ大胆に、自治会等への移管などを念頭において、市民参画の上で人権センター主導で議論を行うべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。	長年積み重ねてきましたこれまでの成果を損なうことなく取組を行ってまいります。
19	p. 23 2 人権教育・啓発等の 拠点の整備 (2) ①学校	残業が常態化している学校の教職員の方々の過酷な労働環境に心を痛めております。古賀市独自の人員配置がなされていなお、その声を聴きます。学校の先生方の負担にならない構図で、また、学校の先生方の「働き方改革」「労働者としての尊厳の保持」ということについても、運用・展開上、保護者や地域社会の理解を引き出すというものも含めての行政のご配慮をお願いしたいと思います。 また、共働き世帯が増えた時代のPTA運営とそれに対する行政のサポートをお願いします。	ご意見として承ります。	古賀市立小・中学校教職員の働き方改革につきましては、教育委員会が定めた①②の方針に基づき、時間外勤務時間の管理、休日の確保、部活動の制限、時間外の留守番電話対応等を推進しております。また、教職員の働き方改革について保護者への周知を行い、理解を得られるように努めております。 PTCA活動につきましては、活動の主体である各PTCAと学校が判断し、組織や運営の合理化を推進しております。 ①古賀市教職員の働き方改革取組方針 ③古賀市立中学校部活動方針
20	p. 23 2 人権教育・啓発等の 拠点の整備 (2) ③企業・事業者	このところ、地方創生や「クロスオーバーによる共創」の掛け声のもと、地方創生交付金を用いた5年程度の委託事業を受託して古賀市に飛び込んでこられる企業さんの活躍を見ているところです。数年のスパンをかけてエアーマネジメントや創発空間の形成を担うような企業さんには、市の人権施策について理解を深めていただくように、仮に古賀市に本社が登記されていなくても、古賀市における委託事業・補助事業を担う立場として、社同推の行事等について人権センターから参画の呼びかけを積極的に行っていくようにしてはいかがでしょうか。人権意識の涵養を大事にしてきた古賀という地域に溶け込んでいくための後押しに繋がると幸いです。	ご意見として承ります。	社同推の行事等（みんなの人権セミナー、人権フィールドワーク等）については、市HP、広報こが、行政区長会、地域掲示板（回覧板）、市内学校や団体へのチラシポスター配布等を通じ案内や情報発信を行っておりますが、地方創生交付金を用いて古賀市に飛び込んでこられる企業に対しては情報が行き届いていないと思われます。こうした企業に対しても行事等情報を届けるための手法について検討してまいります。

21	p. 23 2 人権教育・啓発等の拠点の整備 (3) 指導者の育成	研修会等の講師や啓発のリーダーは、地域の中から育つことが地域住民としても期待するところであり、いろいろな挑戦的な体験と、それに基づく失敗からの改善につながる学びの実践を、年齢に関わらず応援することで講師やファシリテーターとしての素養を蓄積してもらうことができるようになるものと思います。そうした観点で、「古賀市少年の船」や「文庫活動」を始めとした、子どもたちとそれをめぐる若者・保護者等の「学びあい・支えあい」の活動が古賀市に残っていることはとても素晴らしいことだと思います。その反面、旧態依然とした「与えられる補助金（運営補助金的な性質を持つ補助金）」に依存し、説明責任を十分に果たさない団体も散見されます。素晴らしい活動をしているからと言って説明責任や改善に向けた行動を果たさないままでは、素晴らしい活動すら消滅の危機に面してしまいます。社会のほうが過度にコンプライアンスを求めている機運を感じないこともないわけではありませんが、子どもたちの人権意識を社会教育を通じて実現していくためには、補助金審査委員会の指摘事項に対応していったり、地域住民として古賀市政治倫理条例を学んだりするような機運づくりを、二元代表制を取る古賀市という自治体（住民や市民を含む）に期待したいと思っています。本指針に立脚する範囲において、行政の皆様のさらなる歩みを期待しております。	ご意見として承ります。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見を受け止め、補助金が、団体そのものに対してではなく、団体がやっている「活動」に対しての補助金となり、人権施策基本指針の目標でもある「いのち輝くまちづくり」の推進につながるよう努めてまいります。
22	p. 23 2 人権教育・啓発等の拠点の整備 (3) 指導者の育成	民間サイドで人権施策を担いうる人材を育成するには、一定の公共投資が必要であり、そのためには担い手を育成することをめざした市の委託事業や補助事業の導入が一定程度、必要と考えております。 令和4年度から、「古賀市補助金改革実行計画」によって提示された「公募型補助金制度」が、まちづくり推進課に所管が移って、まちづくりに資する形での公募による補助金制度に生まれ変わると聞いております。この変更を実現された市の皆様のご尽力に感謝申し上げます。次は「古賀市補助金改革実行計画」に示されている「提案型公共サービス改善制度」の導入への着手を期待しております。 また、人権施策を担いうる市民活動団体に関しては、ふるさと応援寄附金等によるNPO等指定寄附事業として、市が寄附金受け入れ先となり、地域活動を支援するための財源として活用することができる仕組みの公平な導入について、人権センター主導でご研究いただきたく思います。いくつかの自治体では公募による形をとっており、古賀市においては実証実験中だとは思いますが、特定の市民活動団体だけがこの特典を利用できていることについて、違和感を感じております。	ご意見として承ります。	令和3年度から特定の事業についてクラウドファンディングを活用しております。 どの事業にクラウドファンディングを活用するかにつきましては、内容に応じて検討してまいります。
23	p. 24 1 ①庁内推進体制	3段落目に、次のような文章を追加してはいかがでしょうか。 加えて、庁内における「クロスオーバーによる共創」を意識し、「市長とその執行機関」としての部門間の協働や、「特別職公務員と一般職公務員」の垣根や世代を越えたタテ・ヨコ・ナナメの連携に基づいて、一人一人が総合行政の担い手として誇りを持って取り組むものとします。これについては、附属機関の委員を委嘱する方々にもお願いしていくものとするほか、市の事業を担う委託事業者・補助事業者や指定管理者にも応分に働きかけをしてまいります。	原案のとおりとします。	令和4年度の施政方針において、「共創」の概念を持ち込む方向性が示されていますが、取組を進めていく行政職員にもその概念の認識が浸透していないところがあると考えておりますことから、今回は原案のとおりとさせていただき、次回基本指針の改定の際に検討させていただきたいと存じます。
24	p. 66 2019年 子育て包括支援センター	「子育て世代包括支援センター」ではないでしょうか。	66ページ「子育て包括支援センター設置」を次のとおり修正します。 「子育て世代包括センター設置」	ご指摘を踏まえ修正します。
25	p. 66 2019年 子育て包括支援センター	「古賀市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画」として、他の個別計画と同様に期数を明記する表現に統一・対応をお願いします。また、同様にすべての計画の標記がそうなるように、もう一度ご確認をお願いいたします。 (2014年の古賀市介護保険事業計画など)	期数を明記するように修正します。	ご指摘を踏まえ修正します。